

第 8 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 8 月 4 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 8 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 8 月 4 日
招 集 場 所	知 多 市 役 所 書 庫 棟 会 議 室 1
開 会	午 後 1 時 3 0 分
閉 会	午 後 2 時 3 0 分
出 席 者	教 育 長 永 井 清 司 委 員 栗 本 弘 太 石 井 久 子 加 古 三 津 代 腰 嶋 正 誉
出 席 した 職 員	教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長 竹 内 芳 美 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長 石 川 義 章 指 導 主 事 大 西 博 事 務 局 学 校 教 育 課 柘 植 裕 之 山 本 泉 竹 内 久 恵
傍 聴 者	な し
議 題	(1) 議 案 第 1 5 号 令 和 5 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (第 4 号) (案) に つ い て (協 議) (2) 議 案 第 1 6 号 令 和 6 年 度 小 学 校 新 入 学 児 童 に 係 る 通 学 距 離 に よ る 就 学 校 の 変 更 の 受 入 児 童 数 の 範 囲 に つ い て (協 議) (3) 議 案 第 1 7 号 知 多 市 民 体 育 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) (4) 議 案 第 1 8 号 知 多 市 民 体 育 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) (5) 議 案 第 1 9 号 知 多 市 営 プ ー ル の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て (協 議) (6) 議 案 第 2 0 号 知 多 市 営 プ ー ル の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 廃 止 に つ い て (協 議)
そ の 他	(1) ち た 梅 子 マ ラ ソ ン に つ い て (報 告) (2) 令 和 5 年 7 月 準 要 保 護 者 等 の 認 定 状 況 に つ い て (報 告) (3) 教 育 委 員 会 後 援 事 業 に つ い て (報 告)

1 開会

出席者 5 人

第 8 回知多市教育委員会定例会を開会する。

2 前回会議録の承認について

第 7 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。

署名委員 石井委員、腰嶋委員

第 8 回定例会会議録署名委員を指名した。

加古委員、石井委員

3 教育長報告

別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。

(1) 県・市町村教育長意見交換会

県の教育長と市町村教育長協議会の役員とで、意見交換会を県庁で実施しました。市町村教育長側から議題を 5 つ出していましたが、時間の都合で 3 つしかできませんでした。

(2) 知多市民美術展第 1 回実行委員会

今年度から実行委員会を立ち上げて運営します。協賛していただく企業を募集したり、協賛金を集めたりするとのことです。また、入賞者にはこれまで、賞状と楯を授与していましたが、副賞の楯と集めた協賛金を商品券などにし、制作にかかる費用の足しに充てられないか検討していくとのことでした。

(3) 生徒指導担当者研修会

知多地方教育事務協議会の事業で、知多市の担当なので、メディアス体育館ちたで開催しました。豊田市青少年相談センターの臨床心理士・公認心理師である堀 英太郎さんをお招きし、ご講演していただきました。

(4) 知多市博物館資料収集検討委員会

寄贈の申し出があった物品 39 点について検討をしました。

(5) 知多地方体育実技研修会

現場の教員が講師になって、体育実技の研修会を行いました。

(6) 知多地方教育事務協議会幹事会

10月4日に行われる研修会などについて協議しました。

4 議題

(1) 議案第15号 令和5年度教育費補正予算(第4号)(案)について(協議)

(説明) 竹内学校教育課長

議案第15号令和5年度教育費補正予算(第4号)(案)について、ご説明いたします。

これは、知多市議会9月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

別紙の令和5年度教育費補正予算(第4号)(案)をご覧ください。

債務負担行為としまして、水泳指導委託を、令和5年度から8年度までの期間、上限額7千3百万円で計上しております。5年度には歳出予算はありませんが、6年度の水泳授業開始に向けた調整等を行えるよう、5年度中に契約をする必要があるため、債務負担行為として補正するものでございます。

補正予算の説明から少し外れますが、小学校水泳指導委託について、ご説明させていただきます。別添の「小学校水泳指導委託について」をご覧ください。

1 概要です。水泳指導委託では、令和6年4月1日から小学校の水泳授業に健康増進施設のプールを利用するとともに、水泳指導を民間委託することにより、児童の泳力向上と学校プール施設の維持管理に係る教員の負担軽減を図ります。

2 委託業務の内容、費用についてです。1クラスあたり水泳の授業回数を年5回とし、1回の授業時間は、移動を含めて2時限分の時間を使用いたします。委託業務は、①水泳指導業務及び②バスによる送迎業務でございます。

水泳指導業務は、小学校の教員の指導のもとで補助・指導を行うインストラクターの配置等に係る業務でございます。

バスによる送迎業務は、児童及び教員を小学校及び健康増進施設の間に係る送迎業務でございます。

水泳指導業務及びバスによる送迎業務を一括で健康増進施設の施設運営者に委託を検討しております。費用につきましては、表のとおりでございます。

3 スケジュールについて、令和6年度からは、新田小、旭北小、つつじが丘小、岡田小、佐布里小の5校、7年度から旭南小、南粕谷小の2校を追加して7校、8年度から八幡小、新知小、旭東小の3校を追加し、市内全10校の小学校の水泳事業委託を実施いたします。

続いて、施設の概要についてご説明いたします。別添のA3判、施設内部の平面図をご覧ください。

下の方の青色の線は児童及び教員の動線、オレンジ色の線は教員が着替えをする際の動線でございます。一番下の水色の枠をご覧ください。こちらのバス乗降スペースで、児童は、スクール用エントランスから施設内に入ることができます。また、更衣室及びトイレについても、学校用スペースを確保しているため、一般利用者と接することはありません。

プールフロアについては、学校授業実施中も一般利用が可能となっておりますが、使用するプールやレーンを分けることで、一般利用者とは接触しないよう配慮いたします。

次に、ホチキス止めしております「西知多医療厚生組合健康増進施設」の5ページ「施設について⑧」をご覧ください。

学校の水泳授業で利用するプールは、右側図の学校水泳レーンでございます。コースラインが書かれていない部分は、水深が浅いプールとなっており、低学年が使用する予定でございます。3年生から6年生は、コースラインが書かれている6レーンを利用する予定で、水深が浅いプールと合わせて、同時に3学年の授業実施が可能でございます。

6ページ「備品について①」をご覧ください。

3、4年生の授業実施時は、身長が届かない場合があるため、プールフロアをプールに沈め、水深を40cmかさ上げして利用いたします。

学校教育課の説明については、以上でございます。

(説明) 石川生涯学習スポーツ課長

それでは、生涯学習スポーツ課所管分についてご説明いたします。

歳出6項社会教育費、1目生涯学習振興費21節補償、補填及び賠償金は、3百43万5千円の増額で、勤労文化会館の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの新型コロナウイルス感染症に係る会議室等の利用の取消に関する利用料金の還付による損失を補填するためのものです。この補填は、令和3年6月議会でも1回目を実施しております。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見)

加古委員

水泳指導委託について、概要には、児童の泳力向上やプールの維持管理に係る教員の負担軽減だけではなく、市における学校プールの維持管理費用の削減の側面もあると思いますがどのように考えていますか。

竹内教育総務チーム長

学校プールにおいても老朽化等により維持管理費や改築費用が年々増加している傾向にあります。加古委員のおっしゃる通り、市における学校プールの維持管理費用削減の効果も見込まれると考えています。

加古委員

中学生については、どのように考えていますか。

竹内教育総務チーム長

中学生についても、外部委託に向けて検討を進めています。

加古委員

健康増進施設を利用するのは、知多市だけではなく、東海市も利用しますか。

竹内教育総務チーム長

その通りです。

栗本委員

移行後の学校プールについては、防火水槽のような防災的な側面の役割もあるかと思いますが、今後どのように取り扱いますか。

山本課長補佐

消防水利については、学校プールを含まなくても問題がないことを消防本部に確認しています。使用用途がなくなったプールの取り扱いについては、移行後、順次検討を進めます。

(採決) 全員賛成、原案採択

(2) 議案第16号 令和6年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について(協議)

(説明) 竹内学校教育課長

議案第16号令和6年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について、ご説明いたします。

お手元の資料の3枚目をお願いします。

知多市教育委員会が定める「就学校の変更及び区域外就学申請許可基準について」でございます。この表の区分番号3の「通学距離による場合」では、「小学校に限り、あらかじめ教育委員会が定めた、当該小学校への受け入れ児童数の範囲内において、新たに小学1年生に就学

する児童が、指定校より通学距離が短い隣接校への就学を希望するときに、承諾できるものとする。」と定めております。

小学校の新1年生につきましては、10月から始まる就学時健診の保護者への案内にあわせて、就学校の変更等の許可基準及び通知文を送付し、「通学距離による場合」について保護者の方へ周知していきたいと考えておりますので、本日の定例会で、受入児童数のご審議をお願いするものでございます。

資料の2枚目に戻っていただきまして、「就学校の変更及び区域外就学申請許可基準区分番号3『通学距離による場合』に係る受入児童数の範囲（案）」をご覧ください。

「新1年生児童見込数①」欄は、現時点での見込の実数でございます。

「見込クラス数」欄は、①欄の人数を少人数学級の定数35人で除して得たクラス数で、現時点での必要クラス数を表しています。

「受入可能児童数」欄は、新年度の1年生について、通学距離の短い隣接校への就学希望があった場合の、各小学校の受入可能児童数でございます。

「受入可能残人数」欄は、②欄の最大人数から①欄の新1年生児童見込数を差し引いたもので、現時点での余裕人数であります。

以上で説明を終わります。

（質疑・意見）なし

（採決）全員賛成、原案採択

（3）議案第17号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（協議）

（説明）石川生涯学習スポーツ課長

議案第17号知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、知多市議会9月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

今回の改正は、令和6年4月から市民体育館トレーニング室を廃止するもので、改正の経緯としましては、海浜プール跡地に、西知多医療厚生組合により整備される健康増進施設内にトレーニングジムが整備されることに伴い、健康増進施設のオープンにあわせて市民体育館のトレーニング室を廃止するものです。具体的な改正事項については、新旧対照表のとおりで、施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わります。

（質疑・意見）なし

（採決）全員賛成、原案採択

（4）議案第18号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

（説明）石川生涯学習スポーツ課長

議案第18号知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、令和6年4月から、市民体育館トレーニング室を廃止し、及び市民体育館に指定管理者制度を導入するものです。

改正の経緯としましては、トレーニング室の廃止については先ほどご説明したとおりで、指定管理者制度の導入については緊急財政改善プランに基づき、市民体育館に指定管理者制度

の導入を行うものです。

また、今回の改正で各条項等の構成の見直し、字句の整理を行っています。

具体的な改正事項については、新旧対照表のとおりで、施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案採択

(5) 議案第19号 知多市営プールの設置及び管理に関する条例の廃止について (協議)

(説明) 石川生涯学習スポーツ課長

議案第19号知多市営プールの設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

本議案は、知多市議会9月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

今回の改正は、令和6年4月から、知多市営プールの岡田・新田プールを廃止するもので、改正の経緯としましては、緊急財政改善プラン及び公共施設再配置計画に基づき、廃止するものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案採択

(6) 議案第20号 知多市営プールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について (協議)

(説明) 石川生涯学習スポーツ課長

議案第20号知多市営プールの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、ご説明いたします。

今回の改正は、令和6年4月から、知多市営プールを廃止するもので、改正の経緯としましては、先ほどご説明したとおり、知多市緊急財政改善プラン及び公共施設再配置計画に基づき、廃止するものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案採択

5 その他

(1) ちた梅子マラソンについて (報告)

(説明) 石川生涯学習スポーツ課長

2月教育委員会定例会でご説明させていただいた「ちた梅子マラソン」について、現在、開催に向けた準備を進めているところです。

8月16日(水)より参加者募集を開始しますので、お知らせいたします。

大会開催日は、11月19日(日)で、会場は、佐布里緑と花のふれあい公園及び佐布里池周辺、募集内容は、マラソンの部10km・5km・3kmとジョギングの部2.8kmを予定しています。

中学生のマラソン参加は、3km限定で、小学生は、ジョギングのみです。

参加者は、全体で2, 400名程度を予定しています。

申込期間は、8月16日（水）から9月10日（日）までで、ネットでの申し込みは9月15日（金）までです。

申込方法等詳細は、別添のパンフレットをご覧ください。

以上で説明を終わります。

（質疑・意見）なし

（2）令和5年7月準要保護者等の認定状況について（報告）

（説明）竹内学校教育課長

令和5年7月準要保護者等の認定状況について、ご報告いたします。右肩その他（2）の資料をご覧ください。

準要保護の認定につきましては、前回から今回までの認定件数は、小学校1人、中学校5人で、取消はありませんでした。

現在の認定者数は、小学校335人、中学校235人、合計570人です。認定児童生徒の理由別内訳は、「生活保護が停止または廃止されたもの」の理由で認定が5人、「児童扶養手当の支給を受けているもの」の理由で取消が2人、「保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるもの」の理由で認定が3人でございます。

なお、この内訳のうち、小学校1人、中学校1人の計2人については、従来の理由での認定を取り消し、別の理由で認定を行ったものになります。

次に、要保護の認定につきましては、前回から今回までに認定はなく、取消については、小学校1人、中学校4人で、現在の認定者数は、小学校7人、中学校7人、合計14人です。

次に、特別支援教育につきましては、Ⅱ段階では、前回から今回までに、決定は小中学校ともにありませんでした。取消は小学校で1名、中学校はありませんでした。現在の決定者数は、小学校138人、中学校40人、合計178人です。

Ⅲ段階につきましては、前回から今回までに、決定、取消ともにありませんでした。

現在の決定者数は、小学校16人、中学校1人、合計17人です。

裏面をお願いします。

就学援助認定者数の前年度との比較表でございます。

上段の要保護の認定者数、7月は令和4年度と比較し、5人減の14人です。下段の準要保護は、2人増の570人となっています。

以上で説明を終わります。

（質疑・意見）なし

（3）教育委員会後援事業について（報告）

（説明）竹内学校教育課長

教育委員会後援事業についてご報告いたします。右肩その他（3）の資料をお願いします。

7月中に、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1事業名「①盆踊り大会②運動会③新知地区防災訓練」から、項番10事業名「知多市文化協会琴・尺八・大正琴発表会」までの10事業について後援を承諾しましたので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。

（質疑・意見）なし

6 自由討議

(1) 9月の行事等予定について

竹内学校教育課長

9月の行事等予定表の事項を説明した。

(2) 市民美術展について

石川生涯学習スポーツ課長

机上に配付した、チラシについて説明した。

7 閉会

第8回知多市教育委員会定例会を閉会する。

次回は、9月15日（金）午前9時30分から第10回定例会を予定する。

なお、8月23日（水）午後1時から教育委員会臨時会を開催する。

知多市教育委員会会議規則（昭和45年教委規則第2号）第14条の規定により、ここに署名する。

令和5年8月4日

(教育長) _____

(委員) _____

(委員) _____

(教育部長) _____